

(別紙)

1 全体事項

- (1) 本事業により出現する盛土法面やその周囲の緑化にあたっては、景観や周辺地域の植生への影響を低減するとともに、動物の移動経路としても利用ができるように、可能な限り樹木の植栽を行うこと。
- (2) 盛土材料として活用する津波堆積物等について、自然由来あるいは津波由来と想定される砒素とフッ素の土壌溶出量基準の超過があることから、その活用にあたっては、地下水等に影響を与えないための配慮を行い、環境配慮事項に記載すること。
- (3) 本事業が最大クラスの地震動に対して要求される機能の確保については、今後検討を進め、新たな環境保全措置を講じることとなった場合には、評価書以降の図書に反映させること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 本事業計画地は市街化調整区域に該当するため、騒音に係る環境基準は適用されないが、周辺地域において住居があることを考慮し、環境の保全等に係る目標や基準として、環境基準を準用し評価を行うこと。
- (2) 工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果において、環境基準を超過する予測地点があることから、事業の実施にあたっては、その予測結果及び環境保全措置について、住民に対し十分に説明を行い、理解を得ること。
- (3) 重機の稼働に伴う騒音の影響に対する環境保全措置として防音シートを設置した場合の予測にあたっては、その予測条件等を詳細に記載すること。また、騒音の発生源が防音シートの高さを超えた場合の予測結果についても記載すること。

(植物、動物及び生態系)

- (4) 環境省のレッドリストにおいて準絶滅危惧種に指定されているミズアオイについては、本事業の環境影響評価の結果を活用し、関係機関及び関係部局と調整の上、移植先を決定すること。
- (5) 緑化を行う盛土法面については、適正な維持管理を行い、景観や周辺地域の植生への影響を低減するとともに、アレチウリ等の特定外来生物の繁茂を防ぐこと。
- (6) 本事業計画地周辺は、東日本の太平洋沿岸の中でも広範囲にわたり水田環境が存在する鳥類にとって貴重な環境であることを踏まえ、地域概況を記載すること。

- (7) 猛禽類への影響の把握にあたっては、調査実施による対象種への負担を軽減するため、周辺で事業を実施している関係機関と情報の共有が図られるように、関係部局と調整すること。また、造巣期に調査地域の全範囲において繁殖兆候の有無を確認し、必要に応じて詳細な事後調査の実施を検討すること。

(景観)

- (8) 本事業の近隣で実施が予定されている海岸公園再整備事業において、本事業の景観への影響が低減されるような方策がとられるように、関係部局に対し働きかけを行うこと。

(温室効果ガス等)

- (9) 温室効果ガス等への影響として、資材等の運搬及び重機の稼働に伴う二酸化炭素排出量について予測を行っているが、メタン及び一酸化二窒素の排出量や非エネルギー由来の二酸化炭素排出量についても予測を行うこと。